



企業・事業所のみなさま 経済センサス-活動調査への ご協力をお願いします!

全国すべての
企業・事業所が
対象です



詳しくは
コチラ

どんな 調査なの?

6月1日を基準日として、
従業者数、事業内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別などを調査します。

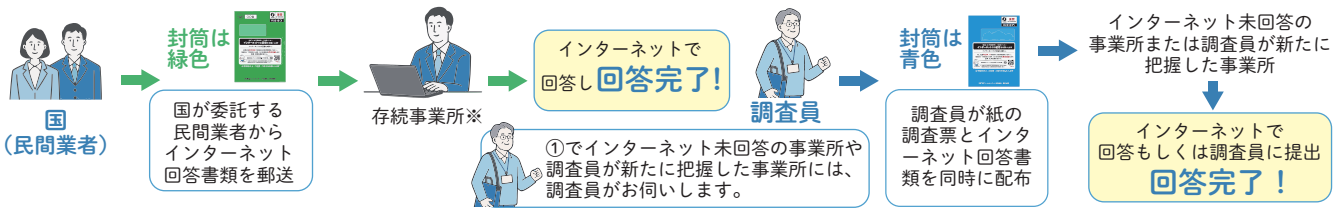
調査の 目的は?

すべての産業分野の売り上げ(収入)金額や費用などの経理項目を網羅的に把握し、我が国における
企業・事業所の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的としています。

どう回答するの?

①比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネット未回答の事業所や新設された事業所には、5月ごろに調査員が調査票を配布します。インターネットまたは紙の調査票を調査員に提出して回答は終了となります。



②支所等のある比較的大規模な企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、5月ごろに国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

5月頃、調査員が担当調査区内の事業所の活動状態を外観などから確認させていただきます。

問 うるま市役所 企画政策課 ☎973-5005

沖縄県後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

令和8年8月1日以降の取扱いについてのお知らせ

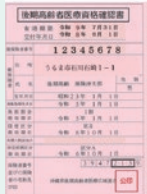
令和8年8月1日時点で
84歳以下のマイナ保険証

(健康保険証として利用登録した
マイナンバーカード)を
お持ちでないみなさまへ

うるま市から令和8年7月中旬に申請なしで「資格確認書」をお届けします。

お医者さんにかかるときは、
「資格確認書」を提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。



資格確認書(見本)

令和8年8月1日時点で
85歳以上のみなさまへ

マイナ保険証の有無にかかわらず、うるま市から令和8年7月中旬に手続き無しで「資格確認書」をお届けします。「資格確認書」が「マイナ保険証」を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。

令和8年8月1日時点で
84歳以下のマイナ保険証

(健康保険証として利用登録した
マイナンバーカード)を
お持ちのみなさまへ

令和8年7月中旬に「資格情報のお知らせ」をお届けしますが、
お医者さんにかかるときは、「マイナ保険証」を利用してください。

マイナ保険証の読み取りができない場合は、
①スマートフォンの資格情報画面とマイナ保険証を窓口で提示する
②資格情報のお知らせとマイナ保険証を窓口で提示する
①・②のいずれかで受診することができます。

マイナ保険証での受診が困難な方へ(資格確認書の申請)
マイナ保険証をお持ちの方でも以下の場合は、資格確認書の交付を受けることができます。

○マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
○介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合などマイナ保険証での受診が難しくなった方(高齢者、障害者等)

上記の理由により、資格確認書の交付が必要な方は、お住まいの市町村の窓口で申請して下さい。

マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望される場合は、お住まいの市町村で申請して下さい。

問 うるま市役所 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177